

キッコーマン健康保険組合
加入者 各位

キッコーマン健康保険組合
理事長 武智 正裕

公 告

「キッコーマン健康保険組合同約」の一部変更を行なうことについて厚生労働省の認可が得られましたので、公告いたします。
この改定は、令和4年2月14日開催のキッコーマン健康保険組合会にて承認された延長傷病手当付加金の支給期間通算化を記したものです。
具体的な改定内容は下記のとおりです。

記

1. 改定内容

(1) 第61条(延長傷病手当付加金)第4項の改定

新	旧
(延長傷病手当付加金) 第61条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法第99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、引き続き療養のため労務に服することのできないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額平均額の三十分の一に相当する額の100分の60に相当する額を支給する。 (中略) 4 延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、 <u>傷病手当金の支給満了日の翌日から通算して6月を限度として支給する。</u>	(延長傷病手当付加金) 第61条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法第99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、引き続き療養のため労務に服することのできないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額平均額の三十分の一に相当する額の100分の60に相当する額を支給する。 (中略) 4 延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、 <u>法定給付満了の翌日から起算して6月を経過したときは支給しない。</u>

上記規約に係る変更は、令和4年4月1日から施行する。

経過措置

施行日前に支給期間を満了した傷病手当金に係る(延長傷病手当金付加金)の支給については、なお従前の例による。

以 上